



## 二次元コード付き 燃料カード



本カードは、西条市内の登録店舗で、ガソリン代・軽油代・灯油代のお支払いにご利用いただけます。

**利用期間：令和6年3月1日(金)から  
令和6年4月30日(火)まで**

※利用可能な登録店舗はチラシ裏面をご確認ください。

燃料カードの現金化、他人への譲渡、貸与あるいは転売することはできません。

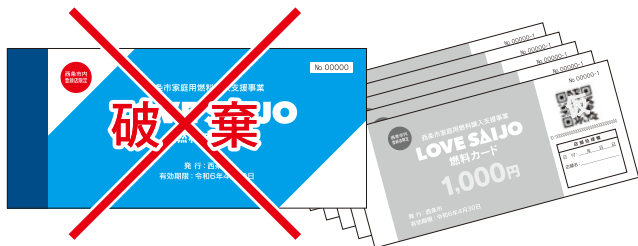
## 紙券のままで利用



燃料カードを利用する場合は、**給油前にお店の方にお伝えいただき、**代金支払い時に、利用するカードを切り離してお渡してください。

支払額が利用する燃料カード額を上回る場合は、差額を自己負担してください。  
(※支払額が燃料カード額を下回る場合の**つり銭のお返しはできません。**)

## すべて使い切り



**有効期限(令和6年4月30日(火))**を過ぎた場合、燃料カードの利用はできないため、有効期限内に**すべての**燃料カードを使い切ってください。

※未使用分の払い戻しはできません。  
※すべて使い切った場合  
表紙は**破棄してください。**

※ガソリン、軽油及び灯油のいずれにも利用できない世帯は、全ての燃料カードが未使用の場合に限り、「LOVESAIJOポイント」に移行することができます。移行を希望される場合は、必要書類を添えて、4月23日(※)までに西条市燃料カード相談窓口で手続きを行ってください。移行後の利用期限は、令和6年4月30日(※)です。

問い合わせ先

西条市燃料カード相談窓口 ※開設期間は、令和6年3月1日(金)から令和6年4月30日(火)まで

窓口開設場所

① 西条市役所 本庁

平日のみ(祝日除く) 8:30~17:15(木曜日のみ18:15まで)

② 西条市役所 西部支所

平日のみ(祝日除く) 8:30~17:15(木曜日のみ18:15まで)

③ 丹原サービスセンター

毎週火曜日、8:30~17:15

④ 小松サービスセンター

毎週木曜日、8:30~17:15

窓口連絡先

TEL: ① 080-8144-6523 ② 090-4002-3220

※平日のみ(祝日除く) 8:30~17:15(木曜日のみ18:15まで)

Mail: mail@saijo-sdgs.net